

《細則 2》 (料金体系)

【船穂卓球スポーツ少年団】としてのメンバー

(1) 月額 1,500 円

団員…小学 1 年生から中学 3 年生まで

(2) 月額 500 円 (1 回 100 円, 半年間先払い 2,500 円)

準団員…船穂卓球スポーツ少年団に準ずる資格をもつ

- ・高校生以上
- ・ご年配の方

【スポーツの大衆化】としてのメンバー

(3) 0 円…本団の目的を理解し協力する者で団長が許可した者

- ・体験見学者
- ・団員の保護者
- ・未就学児
- ・団員への指導者 (団長・指導員・監督・コーチ等)
- ・船穂卓球スポーツ少年団の代表選手として各種卓球大会へ参加する者
- ・社会教育として社会人にスポーツできる場を提供している者 (不定期使用)

【選手育成のための支援事業】としてのメンバー

(4) 団長が許可した選手育成のための支援者が、船穂卓球スポーツ少年団の代表選手として、1 部以上の各種卓球大会に参加する者に対し、大会加盟登録料と大会参加料を本団が負担するものとする。

附則

- 1 本細則 1, 2 は, 平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本細則 2 (4) は, 平成 30 年 8 月 24 日に新設。